

介 保 号 外
令和2年4月15日

各高齢者施設・事業所の管理者 殿

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局
介 護 保 険 課 長

福祉施設・事業所等における新型コロナウイルス感染対策について（Q&Aの送付等）

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和2年4月7日政府において緊急事態宣言が発令され、近隣の大
阪府及び兵庫県を含む7都府県が対象地域とされたことから、県では別添の通知により、
再度感染予防対策の徹底をお願いしたところです。

県では、福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続
する上で欠かせないものであることに鑑み、十分な感染防止対策を前提として、利用者
に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要と考えています。

については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」
(厚生労働省健康局結核感染症課他連名による令和2年4月7日付け事務連絡)の内容を、
再確認するとともに、関係する委託事業者等にも同様の防止対策を徹底するよう再度お願
いいたします。

なお、これまで県に寄せられた相談等を基に、別添のQ&Aをとりまとめましたので参
考としてください。このQ&Aは、県介護保険課のホームページにも掲載しています。